

施設サービス費用等減免規程の運用基準

本基準において、介護老人保健施設はまかぜが施行する「施設サービス費用等減免規定」の運用について定める。

(無料低額事業該当)

1. 減免対象者

- ①介護保険負担限度額における第1段階又は第2段階の認定を受けている者であること
 - ②独居、又は高齢者のみの世帯であること(民生委員から聞き取り等、生活実態調査実施)
 - ③保有固定資産(家屋等)の評価額が僅少であること
 - ④居室は3~4床室の利用を原則とする
- ただし、施設長が身体状態等により個室又は2人部屋しか利用できないと認める場合はこの限りでない
- ⑤上記に関わらず、真に生計困難であると施設長が認める者は減免対象とすることができます

2. 減免期間

- ①減免は月単位とし、開始月を含む3ヶ月間とする
 - ②原則として、減免終了後、さらに3ヶ月間の減免はおこなわない
- ただし、減免継続の必要性を施設長が特に認める場合はこの限りでない

3. 申請書に添付する書類

- ①介護保険被保険者証及び介護保険負担限度額認定証の写し
- ②資産証明書(市町村発行)
- ③家族・親族の状況調査(関係図、支援相談員調査・作成)
- ④その他、必要に応じて家族の所得証明書

(無料低額事業非該当)

- ①感染症(MRSAを含む)のため個室利用の必要性を施設長が認め、多床室より個室へ転室した場合は「特別の室料」を免除する。
- ②入所者が希望する部屋に空床がなく、一時的に他の部屋を利用する場合、この取扱いによって生じる利用料差額分を免除する。

附則

- 1.本基準は、平成22年4月1日より施行する。
- 2.本基準の施行に伴い、減免取扱施行細則(平成11年10月1日施行)は廃止する。
- 3.平成23年4月1日改正
- 4.平成31年1月1日改正
- 5.令和元年9月1日改正